

平成26年2月11日

～ごみ処理手数料の改定のお知らせ～

周南東部環境施設組合では、消費税率の引上げに伴い平成26年4月1日から不燃ごみ処理手数料の改定を行います。

手数料額（現行）

搬入量	10kg当たりの金額
100kg以下のもの	104円
100kgを超え200kg以下のもの	120円
200kgを超え300kg以下のもの	134円
300kgを超えるもの	150円

手数料額（変更後）

搬入量	10kg当たりの金額
100kg以下のもの	106円
100kgを超え200kg以下のもの	123円
200kgを超え300kg以下のもの	137円
300kgを超えるもの	154円

※1t換算で15,400円となります。

※手数料の額は、1回の不燃ごみの搬入量に応じた区分の金額を乗じた額とし、100円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り上げたものとなります。

※<手数料の計算例>

140kgの不燃ごみを搬入した場合

123円（10kg当たりの金額）×14＝1,722円

100円未満の端数を切り上げるため1,800円になります。

●対象

引っ越し等により一時的に不燃ごみを当施設へ直接搬入される下松市若しくは光市の方、または市の許可を受けた一般廃棄物処理事業者とします。

●搬入方法

当施設に搬入される際には、あらかじめ処分される不燃ごみを持って、下松市環境推進課、若しくは光市環境事業課又は大和支所で搬入許可書の交付を受けられた後に、当施設へお越してください。

なお、搬入されるごみについては、定期収集で出されるときと同様に、きちんと分別し、指定袋に入れて搬入していただきますようお願いいたします。